

[ミック]グループ 株式会社三春情報センターと 栄区が連携して

栄区の郊外戸建て住宅地のPR等に取り組みます！！



郊外部の戸建て住宅地では、高齢化に伴う地域活動の希薄化や空家の増加など、多くの課題を抱えています。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅勤務（テレワーク）の導入等を受け、在宅時間が長くなったことにより、ゆとりある空間（居室や庭、身近な公園等）や豊かな自然環境など、郊外部だからこそ得られる居住環境に対するニーズが高まっているものと考えられます。

この状況をチャンスと捉え、[ミック]グループ 株式会社三春情報センターと栄区は、相互に連携、協力し、栄区をモデルとして、郊外戸建て住宅地のPR等の取組を推進します！！

1 経緯

栄区では、郊外戸建て住宅地が持つ良好な居住環境等を積極的に情報発信することにより、居住地として選択され、継続的な居住者の流入や住宅の更新等を促進し、持続可能な住宅地の実現を図りたいと考え、テーマ型共創フロント（※）にて提案を募集しました。

その結果、栄区が創業の地である[ミック]グループ 株式会社三春情報センターより提案をいただいたため、連携協定を締結（7/1）したうえで取組を進めていくこととしました。

※テーマ型共創フロントとは

共創フロントとは、民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく横浜市役所の窓口です。

テーマ型共創フロントでは、さまざまなテーマについて民間の皆様からの提案を募集しています。

横浜市栄区区政推進課では「横浜市内郊外戸建て住宅地のPR」をテーマに募集しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/syousai/theme-front.html>

2 取組内容（連携事項）

- (1) 郊外戸建て住宅地の認知度を高めるためのPRに関する事
- (2) 郊外戸建て住宅地の魅力向上に関する事
- (3) 郊外戸建て住宅地の環境維持、向上（住宅の流通促進等）に関する事
- (4) その他、郊外戸建て住宅地が抱える課題解決等に関する事

3 今後の展開

早期に実現可能な取組として、WEBサイト(ポータルサイト)の作成による栄区郊外戸建て住宅地の魅力等の発信や、チラシやポスターの作成、配布・掲示によるポータルサイトや住宅地の周知などを想定しています。今後、継続的に、郊外戸建て住宅地の課題解決に向けた取組を検討、実施します。

4 [ミック]グループ 株式会社三春情報センターについて

会社名：株式会社三春情報センター

所在地：横浜市港南区日野八丁目8番 11 号 ミハルアート

創業地：横浜市栄区

設立：1977年2月

URL：<http://www.319.jp>

《事業内容》

不動産の売買・賃貸の仲介、不動産の管理等の不動産関係事業を中心とし、デイサービス・保育等の福祉事業や飲食事業なども展開

《代表取締役 はるき まひろ 春木 磨 碑 露 のコメント》

[ミック]グループ 株式会社三春情報センターは44年前に、「親子3代のお付き合い」を目標に不動産の一店舗として横浜市栄区で産声をあげました。

このたび縁あって創業の地栄区に住むことの魅力を、栄区役所様と協働でPRできることを嬉しく思います。

栄区は緑豊かな自然と、暖かい人々が暮らしている地域です。

弊社が根ざしているこの地域に新しい住民の方々を呼び込み、今よりも更に笑顔溢れる栄区になれるよう、全社員一丸となりPRしていきたいと思ひます。

お問合せ先

栄区区政推進課長 永松 弘至 Tel 045-894-8330

株式会社三春情報センター企画課 田中 慎一 Tel 045-840-1164

郊外戸建て住宅地の課題解決等につながるPR等の取組に関する連携協定書

横浜市栄区（以下「甲」という。）と株式会社三春情報センター（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に連携、協力し、社会状況の変化等を的確に捉えながら、栄区をモデルとして、郊外戸建て住宅地（以下「住宅地」という。）のPR等の取組を推進することにより、住宅地が抱える課題解決等につなげ、持続可能な住宅地の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各事項について、相互に連携、協力して取り組むこととする。

- (1) 住宅地の認知度を高めるためのPRに関すること
- (2) 住宅地の魅力向上に関すること
- (3) 住宅地の環境維持、向上（住宅の流通促進等）に関すること
- (4) その他、住宅地が抱える課題解決等に関すること

（取組内容と役割及び費用負担）

第3条 前条の各事項にかかる取組内容は、甲乙協議の上で決定するものとし、実施合意した取組に係る甲乙の役割及び経費負担等は、甲乙間で別途定めるものとする。

（著作権）

第4条 本協定に基づき作成した画像等は、本協定の目的に支障がない限り、甲乙ともに広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定の履行に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、乙は、自己の子会社又は関連会社に対して、本協定の履行に必要な範囲で秘密を開示することができる。

2 前項にかかわらず、次の各項目の一に該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 取得した時に既に公知、公用となっていたもの
- (2) 取得した後に受領した当事者の責によることなく公知、公用となったもの
- (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（協定の変更及び廃止）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は廃止を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更又は廃止することができる。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から2年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、1通ずつを保有する。

令和3年7月1日

甲 横浜市栄区桂町303番地19
横浜市
栄区長 富士田 学

乙 横浜市港南区日野八丁目8番11号 ミハルアート港南台
株式会社三春情報センター
代表取締役 春木 磨碑露